

X 試験と成績

1. 試験

全学教育科目（開放科目を除く）の試験に関する一般的な注意事項は、次のとおりです。

- (1) 原則として、各学期末に学期末試験を行います。
- (2) 試験は、筆記試験を原則としますが、筆記試験の代わりに、レポート提出、口述試験、実験報告などによることもあります。
- (3) 試験を受ける際は、机上に学生証を提示しなければなりません。
- (4) 試験の際、20分以上遅刻すると、試験室に入ることが許可されません。
受験している試験室からの退出が許可されるのは、試験開始後30分以上経過してからです。ただし、試験終了前の5分間は、退出が許可されません。
なお、退出した場合は、他の受験者の迷惑にならないよう静粛にしてください。
- (5) 試験時間は、すべて標準電気時計またはそれに合わせた監督者の時計によります。
- (6) 試験の際、不正行為を行ってははいけません。
万一、不正行為のあったときは、教養教育院の議を経て、所属する学部長に通知するものとし、各学部の教授会は、「名古屋大学学生の懲戒等に関する規程」により、何らかの措置（当該学生の当該学期に認定される全授業科目の単位をすべて無効とする等）を決定します。
- (7) 開放科目の試験については、開講学部等の指示に従ってください。

2. 追試験

追試験とは、傷病、その他やむを得ない理由によって、学期末試験の一部ないし全部を受験できなかった者に対して行われる試験のことを言います。追試験に合格した場合には、その期の成績として認定されます。

- (1) 追試験を希望する者は、教養教育院長に願い出て、その許可を得なければなりません。
このため、追試験受験願に、追試験を希望するすべての授業科目について、所定の事項を記入し、
 - ① 傷病の場合は、医師の診断書 1通
 - ② その他の場合は、理由書とそれを証明できる書類 1通追試験受験願と①または②は、教養教育院事務室にそれぞれ提出してください。
- (2) 追試験受験願に不備がなく、審査の結果、その理由が正当と認められた場合に限り受験が許可されます。
- (3) 追試験受験願の提出期限及び追試験の期日・時間・試験室は、教養教育院事務室の窓口または掲示で発表します。
- (4) 追試験を受験できなかった場合の追々試験は実施しません。

3. 再試験

再試験とは、別表1及び別表2に掲げる科目を受講し、その期の学期末試験または追試験を受け、その成績が「F又はNP」となった者のうち、一定の要件を満たした者に対し、再度行われる試験のことを言います。再試験に合格した場合には、その期の成績として認定されます。

再試験の実施時期は、9月または3月です。科目によって実施時期が異なりますので、注意してください。

再試験は、成績が合格に達しなかった者に対し再度受験の機会を与えることにより、学生の履修上の便宜を図るものです。受講の実態の無い者や試験を欠席した者は、受験資格はありません。

- (1) 再試験を受験できる者は、~~次の各号に該当する者で、再試験実施授業科目の成績が「F又はNP」となった者で、教養教育院が定める要件を満たす場合とし、対象者は名大ポータル~~の教養教育院ページにて発表します。
 - ~~i) 再試験実施授業科目の成績が「F」であった者で、ただし、8ページにおける標準的な方法によらない場合は、授業担当教員が指定する点の者。~~
 - ~~ii) 授業科目によっては、必要に応じて定めた要件を満たした者。~~再試験を受けようとする者は、~~指定の期日までに所定の手続きを行ってください。手続きについては名大ポータル~~の教養教育院ページにて発表します。

- (2) 再試験の期日・時間・試験室は、名大ポータルの教養教育院ページにて発表します。
- (3) 再試験の時間は、50分または90分です。(科目によっては授業担当教員が決定します。)
- (4) 再試験の成績評価は「C-」または「F」、もしくは「P」または「NP」で、「C-」または「P」は再試験を実施した期の単位として認定されます。
- (5) 再試験を受験できなかった場合の追試験は、実施しません。
- (6) 再々試験は、実施しません。

別表1 (学期末試験が行われた期に再試験を実施する科目【当該期再試験該当科目】)

目 理 系 基 礎 科	物 理 学 系	力学Ⅰ, 力学Ⅱ, 電磁気学Ⅰ, 電磁気学Ⅱ, 物理学基礎Ⅰ, 物理学基礎Ⅱ
	化 学 系	化学基礎Ⅰ, 化学基礎Ⅱ
	生 物 学 系	生物学基礎Ⅰ, 生物学基礎Ⅱ
	地 球 科 学 系	地球科学基礎Ⅰ, 地球科学基礎Ⅱ

別表2 (学期末試験が行われた期の次期に再試験を実施する科目【次期再試験該当科目】)

言語文化Ⅰ	英語 (サバイバル) 注
-------	--------------

注 英語 (サバイバル) は、再試験に代えて合格認定試験を行うものとする。

4. 不正行為について

授業・試験等における不正行為は断じて許されることではありません。授業の際の小テスト、レポート及び学期末試験等における不正行為を絶対行わないでください。万一不正行為があった場合は、事実関係を調査したうえで、「名古屋大学学生の懲戒等に関する規程」に基づき、措置され、退学・停学・訓告処分が科せられることがあります。また、当該科目に止まらず、当該学期において修得した全授業科目の単位が不認定となり、事実上留年になります。

不正行為は期末試験、レポート提出期限、成果発表などの日が迫っているのに準備が追いついていない場合に起こしやすいとされています。良い成績を取りたい、単位を落としたりしたくないといった気持ちが先走り、いわゆるコピペやカンニングに走ったり、不完全な引用・参照が行われたりするのです。不正行為は、学生としての本分に反する行為であり、不正行為によって多大な不利益を被るのは自分自身であることをよく認識し、以下のことを心掛けたうえで授業や試験に臨んでください。

- ・試験時は答案作成に許可されたもの以外は、机上・机中や椅子上に置かず、かばんの中に入れ、かばんは口を閉めて足下等に置くこと。
- ・ウェアラブル端末、下敷きは使用しないこと。
- ・携帯電話・スマートフォンは電源を切り、かばんの中に入れること。
- ・レポート等の作成に際して、インターネット等からのコピー&ペーストや他人の著作物の盗用を行わないこと。
- ・調査・実験等において各種データの捏造・改ざんを行わないこと。

盗 用：他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用すること

捏 造：データ又は実験結果を偽造すること

改ざん：研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと

引用：「良識をもって学問をしよう！」高等教育研究センター
(<http://www.cshe.nagoya-u.ac.jp/support/file/integrity.pdf>)

5. 成績評価

- (1) 全学教育科目の単位の認定は、学期末試験、追試験及び再試験のほか、授業の履修状況等を踏まえ、総合的に成績を評価し、合格した者には、所定の単位が与えられます。

- (2) 成績評価は、「A+」、「A」、「B」、「C」、「C-」、「F」の6段階で表記されます。なお、「A+」、「A」、「B」、「C」及び「C-」は合格で、所定の単位が与えられます。
これを「単位の修得」といいます。「F」は不合格で、単位は与えられません。
ただし、この区分による成績認定が不可能な科目に関しては、P・NPの2区分となります。
- (3) 成績評価が「F」であった者のうち、次の各号に該当する者は、再試験の対象となります。
i) 再試験実施授業科目の成績が総合評価で59点～40点の者。
ただし、8ページにおける標準的な方法によらない場合は、授業担当教員が指定する点の者。
ii) 再試験実施授業科目によっては、必要に応じて定めた要件を満たした者。
- (4) 毎学期の成績は、春学期分は8月下旬、秋学期分は2月下旬に、Web(名大ポータル)「修得科目確認(成績照会)」メニューで確認してください。
- (5) 「修得科目確認(成績照会)」メニューには、学期ごとに授業科目名・担当教員名・成績・単位数が掲載されます。一度修得した授業科目の成績・単位は、これを取り消したり、以後の修得によって変更したりすることはできません。
- (6) 「修得科目確認(成績照会)」により、全学教育科目の成績評価について疑義がある場合は、成績が発表された日から原則3日以内(成績発表日を含む)に、教養教育院事務室へ「成績評価照会票」を提出してください。手続方法は、教養教育院ホームページに掲載しますので、NUCTから「成績評価照会票」を提出してください。

6. GPA制度の導入と成績評価(「W」と「F」)の扱いについて

本学では、「A+」、「A」、「B」、「C」、「C-」、「F」の6段階評価に基づくGPA制度を導入しています。GPA制度のもとでは、「F」はGPA算出の際に0点として算入され、GPAの数値を低下させますが、「W」はGPAには算入されず、影響はありません。したがって、GPAの観点からは、成績評価が「F」であるか「W」であるかは、大きな違いとなります。

そのため、本学では履修取り下げ制度を導入しています。これは、履修登録済の科目について教員の指定した方法で、履修・単位取得の意思はないということを教員に伝えるものです。履修取り下げの意思が示された場合、当該授業科目は「W」になります。

シラバスはこの制度の運用を前提にして作成されています。履修人数など授業のさまざまな条件により、いくつかの記載の可能性がありますので、履修取り下げの意思が生じた場合、以下に従ってその意思を明確に教員に伝えてください。不明の点は、必ず教員に確認してください。

- (1) シラバスに「**学期途中で履修の意思がなくなった場合、履修取り下げを申し出る必要がある**」と記載されている場合

履修取り下げは、履修科目のNUCT講義サイトを通じて授業担当教員へ申し出てください。申し出の期限は、授業担当教員に確認してください。

あらかじめ教員が定めた期限までに「履修取り下げ」の申し出がない場合は、学期末試験の欠席、レポートの未提出、講義・演習・実験などへの出席日数の不足の場合でも、学期末試験(レポートを含む)の不合格の場合と同じく、成績判定は「F」となります。原則として、「履修取り下げ」の申し出をしなかった学生に対して「W」の成績判定は行えません。ただし、病気、事故、不登校等の事由で「履修取り下げ」の申し出がない(できない)等の事情のある場合の成績評価については、担当教員の判断で「W」とすることがあります。

「履修取り下げ」の申し出がされた場合は、成績評価は「W」となります。

- (2) シラバスに「**履修取り下げにあたり、履修取り下げの申し出を必要としない**」と記載されている場合

履修者がきわめて多数であるため、「履修取り下げ」の申し出の授受、管理等に困難があるなどの場合、「履修取り下げ」の申し出を条件とせず、学期末試験の欠席、レポートの未提出等の場合の成績判定を、(「F」ではなく)「W」とすることがあります。この場合、シラバスの「成績評価の方法」において、中間テスト、レポート、出席点の扱いなど、どのような場合に「W」評価となるかについて、記述されているはずですが、または、講義のイントロダクションなどにおいて、「学期末試験を受験しなかった場合の評価は『W』とする」、「レポートの未提出や出席日数が不足する場合、学期末試

験を受験しても『F』となることがある」等「成績評価の方法」、つまり「W」と「F」の基準についての具体的な指導がなされることになっています。

そのような記載や指導がなく、履修を取り下げたい場合、成績評価の方法について授業担当教員に確認の上、指示に従ってください。

(3) シラバスに「学期途中で履修の取りやめを希望する場合は、担当教員の許可を必要とする」等と記載されている場合

セミナー等で個々の学生に役割分担が与えられる場合など、履修の安易な取り下げが授業全体の実施に支障をきたす場合も考えられます。

その場合、「履修を取りやめる場合は、担当教員の許可を必要とします」などの記載がシラバスになされているはずですが、このとき、事情によりどうしても履修の取りやめを希望する場合は、担当教員に相談し、その指示に従ってください。

その結果、履修取り下げが認められた場合、成績評価は「W」となります。なお、病気、事故、不登校などの事由で、「履修取り下げ届」の提出がない（できない）等の事情がある場合の成績評価については、担当教員の判断で「W」とすることがあります。

履修取り下げの申し出期日は、春学期は5月末、秋学期は11月末を目安としておりますが、授業の事情により異なる場合がありますので、必ず担当教員に提出期間を確認してください。

※学部科目については、所属学部の教務担当係で確認してください。なお、学部ごとに履修取り下げ制度の内容が異なるので注意してください。

7. 既修得単位の認定

他の大学を卒業または退学し、新たに本学の1年次に入学した場合は、入学前に修得した科目及び単位について、本学で修得した単位として認定することがあります。

この認定は、個々の学生ごとに行われ、認定にかかる科目区分ごとの授業科目及び単位数は、各学部により異なりますのでそれぞれの所属学部の学生便覧を参照してください。

既修得単位の認定の申し出は、入学手続後、所属学部の指示に従い、所定の手続きをしてください。なお、この申し出に際しては、以下の書類が必要となりますので、予め手元に取り寄せ、速やかに提出できるよう用意しておいてください。

〔提出を要する書類〕

- ①入学前に単位を修得した大学の成績証明書及び卒業または退学証明書
- ②卒業または退学した大学の「授業要覧」等

〔提出先〕

所属学部の教務学生係（文系学部は文系教務課各学部グループ、工学部は教務課教務係、医学部医学科は学務係）